**「平成29年度神戸市中央区赤い羽根地域づくり助成事業」募集概要**

　　赤い羽根地域づくり助成事業は、共同募金の配分金の一部と神戸市中央区善意銀行預託金並びに神戸市中央区社会福祉協議会が保有する地域福祉推進基金の一部を財源として、中央区の福祉課題に対する先駆的な事業や、地域福祉向上のために行われる地域課題に対応する事業、施設・事業所等の福祉向上のために行われる事業等に必要な助成を行います。

**１．助成内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集区分 | 地域づくり助成　Ａタイプ | 地域づくり助成 Ｂタイプ |
| 助成総額 | 総額 １５０万円　（Ａ、Ｂあわせて） | |
| 助成額 | １団体　あたり　３０万円（上限） | １団体　あたり　５万円（上限） |
| 助成対象団体 | 任意団体、社会福祉法人、民間非営利法人（NPO）、子育て支援グループ、当事者団体　　　　ボランティアグループ、地域活動グループ　等 | |
| 申請条件 | ①同一事業でAタイプとBタイプの両方を申請できません  ②過去に本助成金を受けた団体も申請できます  ただし、同一事業の継続申請はできませんが、Aタイプのみ３年間可能です。 | |
| 助成対象事業  ※いずれも　中央区内で　行われる事業に限ります | **☆既存の助成制度で対応出来ない事業**  （１）　福祉課題に対応する先駆的な事業  （２）　地域福祉向上のために行われる地域  課題に対する事業  例）・児童、高齢者の新たな居場所づくり  ・地域住民と外国人居住者との「顔の  見える関係づくり」等    （３）　施設、事業所等の福祉向上のために　行われる事業　等  　　例）・新たに実施する積極的な地域との  　交流事業 | **☆既存組織による事業の充実、新たな組織の立上げ支援**  **（他の助成金を受けていても申請できます）**  （１）新たな活動の場、グループの組織化　事業  　　例）・新たなボランティアグループの　立上げ  （２） 既存組織による新たな取組み事業や記念事業  　　例）○○周年記念事業、講演会開催 等  （３）既存組織の事業の充実 等  例） ・災害時要援護者支援事業  　　　　　・高齢者等の見守り事業  　　　　　・日常的に支援を必要とする方々  　　への生活支援活動  　　　　　・ボランティア育成事業、交流会活動 |
| 事業実施期間 | 平成 ２９年 ４月 １日 ～ 平成 ３０年 ３月 ３１日 | |
| 対象外経費  ※左記経費は助成対象となりません。 | ①　人件費（助成対象団体の構成員に対する人件費）  ②　他者への寄付金、協賛金、研修会参加費等、団体が負担すべき運営費  ③　助成対象団体の会員の飲食及びアルコール飲料に関わる経費。  （但し、会議等での飲料の配布、屋外行事等で熱中症予防など健康管理を目的に配付される飲料等、本会が必要と認めるものは、対象とする）  ④　行事において、参加者等に配布する記念品等のうち単価1,000円を超える経費  ⑤　販売を目的とする商品やその原材料の購入経費  ⑥　寄付者の共感を得ることができないと本会が判断した経費 | |
| 審査方法 | 本会の審査委員会において、申請書を基に　要件審査および、企画提案会（プレゼンテーション） | 本会の審査委員会において、申請書を　基に要件審査（書類審査のみ） |
| 選考日 | 平成 ２９年 ３月 中旬　　　　　※詳細については、本会HPでお知らせします | |
| 審査結果 | 平成 ２９年 ３月下旬 | |
| 助成金交付 | 平成 ２９年 ４月上旬（予定）　団体の指定口座に振込 | |
| 実績報告書 | 事業終了後３０日以内もしくは平成３０年３月２３日のうち、先に到着する日に「事業報告書」を本会に提出してください。　その内容は、本会ホームページで公表させていただきます。 | |

**３．応募の手続き**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募方法 | 所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類とともに、中央区社会福祉協議会へ  ご提出下さい。 |
| 申請書 | 申請書は、本会のホームページからダウンロードできます。（ http://chuou-shakyo.or.jp ） |
| 応募期間 | 平成 ２９年 ２月 １日　～　２月 ２８日（消印有効） |
| 助成金の返還  （全額もしくは一部） | ①　助成決定後、事業等実施が不可能になった場合。または、事業の一部が実施不能と　　　なった場合。  ②　助成金を指定された事業以外に使用した場合 |

|  |
| --- |
| 問合せ先  社会福祉法人　神戸市中央区社会福祉協議会　　担当：　平 ・ 棚野  　　　　　　 神戸市中央区雲井通５丁目１番１号 中央区役所５階  （電　話） 078－232－4411 （ＦＡＸ） 078－232－1244  （E-mail） [info@chuou-shakyo.or.jp](mailto:info@chuou-shakyo.or.jp) |